

第4章 避難対策

第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等

注意喚起、高齢者等避難、避難指示の伝達を行う判断の基準は、本章第3節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。

なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を段階的に発表・発令する。

《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》

1 土砂災害を警戒する場合

大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS版を活用する。

その他、大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

2 高潮を警戒する場合

予測潮位が基準値を超えた場合において、高潮の危険性を判断する際は、広島地方気象台が発表する潮位予測とともに、低気圧又は台風の中心気圧や進路のほか、広島県防災情報システムからの潮位予測等の情報を踏まえる。

3 洪水を警戒する場合

基準水位に達した場合において、洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び国土交通省太田川河川事務所、県等からの水位情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS版を活用する。

4 津波を警戒する場合

国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合において、津波の危険性を判断する際は、広島地方気象台等からの情報を踏まえる。

第2 注意喚起

危機管理室長又は副区長は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等の情報を知らせ、住民等に注意を喚起し、状況に応じて避難の準備をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。なお、注意喚起は適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達

する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ア) 気象情報 (イ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS (X、Facebook、LINE)

第3 高齢者等避難

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、不要不急の外出を控えることや、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者及び避難支援等関係者に対し避難行動の開始を促す。

高齢者等避難の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

高齢者等避難は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難3	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者及び避難支援等関係者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS (X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 避難誘導アプリ ※ その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

第4 避難指示等

1 避難指示

- (1) 市長又は区長は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示する。
- (2) 避難指示の発令者については、原則区長とする。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難指示を発令する必要がある場合や、津波による避難指示を発令する必要がある場合は市長が発令する。

2 緊急安全確保

- (1) 災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- (2) 緊急安全確保の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急安全確保を発令する必要がある場合は市長が発令する。

3 市長又は区長が不在の場合の取扱い

市長又は区長が不在の時に、避難指示等を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	—	—

4 急激な気象の変化への対応

急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、避難指示等の判断基準に達した場合は、次に記載する者が避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	—	—

第5 避難指示等の発令

- 1 実施担当機関：原則区長
- 2 避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※ (エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
緊急安全確保 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		

- 3 市長及び区長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求めることができる。
- 4 市長及び区長は、避難指示等の発令の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。
また、急激に気象が変化し危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難指示等の発令につなげるため、避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。
区長は、避難指示等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。
なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。
- 5 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難指示等の伝達について協力を要請する。
- 6 区長は、避難指示等を発令する場合は、必要に応じて警察、消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- 7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。
- 8 市長は、避難指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- 9 避難指示等を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から選定する。

- 10 区長、消防局長又は消防署長は、水害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。
- 11 区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。
- 12 避難指示等の発令に当たっては、ただちに適切な行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。
また、避難場所を開設するいとまがなく、避難指示等を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

第2節 住民説明の実施及び関係機関への報告等

《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

第1 高齢者等避難の伝達又は避難指示等の発令を行った場合の住民説明の実施等

区長は、住民と一体となった防災活動を確保するため、高齢者等避難の伝達又は避難指示等を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第2 関係機関への通知及び報告

- 1 市長は、避難指示等を発令したとき、速やかにその旨を県知事へ報告する。
また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- 2 区長は、避難指示等を発令したとき、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

第3節 災害種別に応じた避難

《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》

第1 洪水への対応

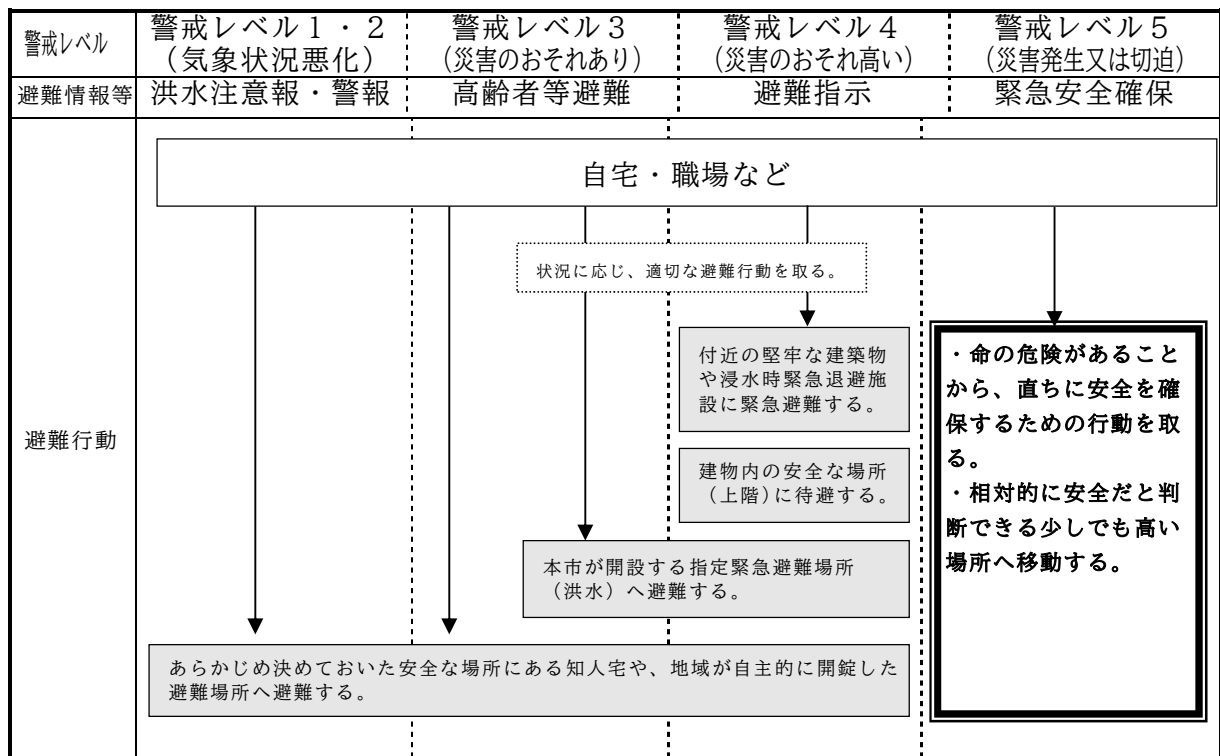
1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 「氾濫危険情報」が通知された場合 2 河川管理者から水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されることの情報を得た場合 3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。

～～～《警戒レベル4までに必ず避難》～～～

第5段階	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】</p> <p>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</p> <p>（災害が切迫している状況例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合 2 水位が氾濫開始相当水位に到達、又は堤防高や背後地盤高に到達するおそれが高い場合 <p>（災害発生の例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 「氾濫発生情報」が通知された場合 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。 	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなければならず、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。 2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。 3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。
<p>○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>			

2 避難方法



3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第14条の規定に基づき指定された、太田川水系太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川、安川、水内川、府中大川、鈴張川、南原川、瀬野川水系瀬野川、八幡川水系八幡川、岡ノ下川水系岡ノ下川に係る洪水浸水想定区域については、それぞれの洪水浸水想定区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

また、広島県が公表した太田川水系京橋川及び猿猴川に係る洪水浸水想定区域についても、上記に応じて警戒避難体制を定める。

- (1) 洪水浸水想定区域内の住民等は、気象台から洪水警報の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。

なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した洪水の影響がない避難場所に自主避難する。

- (2) 洪水浸水想定区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、身の安全を確保したうえで、区役所や消防署へ通報する。
- (3) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から高齢者等避難の伝達があった場合は、不要不急の外出を控え、避難の準備を行う。また、要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。

なお、状況に応じあらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した避難場所又は本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。

- (4) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から避難指示の発令があった場合や堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、指定緊急避難場所の中から本市が開設した施設又はあらかじめ決めておいた知人宅、堅固な建築物の上階等にすぐ避難する。

また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や堅固な建築物の上階に避難する。

なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難する。

- (5) 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。
- (6) 資料編2-2-2に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (7) 資料編2-2-2に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (8) 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。
- (9) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。
- (10) 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。
- (11) 本市は、水防法に基づき、資料編2-2-2に掲げる施設(所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員(要配慮者利用施設は自衛水防組織が設置された場合)に限る。)に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

第2 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 大雨注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)（警戒レベル3相当情報）が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を強化する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※2) 4 前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 大雨警報(警戒レベル3相当情報)又は土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(2時間後に基準値超過、1時間後に基準値超過、実況で基準値超過又は実況で特別警戒基準値超過)が表示された場合 2 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 3 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル4（避難指示）の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4（避難指示）発令の周知を図る。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所(上階)に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。(※4)
~~~~<<警戒レベル4までに必ず避難>>~~~~				

第5段階	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合 （災害が切迫している状況例）</p> <p>1 斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象の通報があった場合</p> <p>2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で特別警報基準値超過）が表示され、引き続き、土壌雨量指数の上昇が見込まれる場合（災害発生の例）</p> <p>3 土砂災害（がけ崩れや土石流）の発生が確認された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための最善の行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも山や崖から離れた場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>
	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>			
<p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p> <p>※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。</p> <p>なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> <p>※5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（7.2時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>				

## 2 避難方法

警戒レベル	警戒レベル1・2 （気象状況悪化）	警戒レベル3 （災害のおそれあり）	警戒レベル4 （災害のおそれ高い）	警戒レベル5 （災害発生又は切迫）
避難情報等	大雨注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	<p>自宅・職場など</p> <p>状況に応じ、適切な避難行動を取る。</p> <p>付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。</p> <p>建物内の安全な場所（上階）に待避する。</p> <p>本市が開設する指定緊急避難場所（土砂）へ避難する。</p> <p>あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。</p> <p><b>・命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。</b> <b>・相対的に安全だと判断できる少しでも山やがけから離れた場所へ移動する。</b></p>			

### 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止法第7条の規定に基づき土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)の指定を受けた区域(資料編2-2-9参照)について、住民等が行う警戒避難体制を定める。なお、本市は、土砂災害防止法第8条に基づく警戒避難体制を「地域防災計画(基本・風水害対策編)第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 6 警戒避難体制の整備」のとおり定める。

#### (1) 平時から行う事項

- ア 警戒区域の住民等は自らの住む地域の危険性を把握する。
- イ 土砂災害は発生を予測することが難しいこと、命の危険を脅かすことが多いことから、気象情報や避難指示等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であることを認識する。
- ウ 土砂災害に対する避難指示等は、警戒区域を対象として発令されることを認識する。
- エ 本市と地域住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定して周知する。
- オ 本市と地域住民等は協力して、土砂災害のハザードマップの作成を行う。
- カ 土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域の範囲や避難場所、避難経路等を確認し、定期的に避難訓練等を実施する。
- キ 資料編2-2-10に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。
- ク 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。

#### (2) 緊急時に行う事項

- ア 警戒区域の住民等は、気象台から大雨警報(土砂災害)が発表された場合は、広島市防災情報メール、テレビやラジオ、広島市防災ポータル、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅等への自主避難を行う。
- イ 警戒区域の住民等は、小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主避難するとともに、身の安全を確保した上ですぐに区役所や消防署に連絡する。
- ウ 本市から高齢者等避難の伝達があった場合は、不要不急の外出を控え、避難の準備を行うとともに、必要に応じ、本市が指定する指定緊急避難場所の中から開設される避難場所やあらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難する。  
特に、警戒区域内の避難に時間を要する要配慮者等は、あらかじめ定める自主防災組織等の援助者等の支援を受け、本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。
- エ 警戒区域の住民等は、本市から避難指示等が発令された場合は、あらかじめ決めておいた知人宅や本市が開設した指定緊急避難場所に直ちに避難する。ただし、急激な気象変化により指定緊急避難場所が開設されていない場合や、屋外を移動することでかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や堅固な建物の上階へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内でも上階のしかも山の反対側に待避する。
- オ 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- カ 避難に当たっては、自主防災組織が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

### 第3 高潮への対応

#### 1 段階に応じた対応

段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
段階1	【状況把握】 台風や低気圧が接近する可能性がある場合	必要に応じて 【注意体制】	台風の進路や高潮に関する気象情報等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起】 高潮注意報（警戒レベル3相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。  （気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。）	必要に応じて 【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて状況の推移を見守る。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。（※1） 4 異常潮位や堤防の亀裂など異常現象を発見したときは、区役所や消防署へ連絡する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。  （気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。）	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※2）に対し警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。（※1）
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがある場合。 2 巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあると判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※2）に警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に潮位が上昇し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b>約1分 約5秒 約1分</b> <b>【サイレン】【休止】【サイレン】</b> 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。（※3）

～～～「警戒レベル4までに必ず避難」～～～

第5段階	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合 （災害が切迫している状況例）</p> <p>1 越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれが高まったとの通報があった場合 （災害発生の例）</p> <p>2 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>3 海岸堤防等が倒壊した場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>
	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>			
<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>				

## 2 避難方法

警戒レベル	警戒レベル1・2 （気象状況悪化）	警戒レベル3 （災害のおそれあり）	警戒レベル4 （災害のおそれ高い）	警戒レベル5 （災害発生又は切迫）
避難情報等	洪水注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難行動	<p>自宅・職場など</p> <p>状況に応じ、適切な避難行動を取る。</p> <p>付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。</p> <p>建物内の安全な場所（上階）に待避する。</p> <p>本市が開設する指定緊急避難場所（高潮）へ避難する。</p> <p>あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。</p> <p><b>・ 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。</b> <b>・ 相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</b></p>			

## 第4 津波への対応

### 1 状況に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動（※5）
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※1）	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域（※3）に避難指示を発令する（※4）。</p> <p style="text-align: center;"><b>約1分 約5秒 約1分</b> <b>【サイレン】【休止】【サイレン】</b></p> <p>2 必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※6） 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。</p> <p>3 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】（※2）	<p>1 津波に関する気象情報等を収集・把握する。</p> <p>2 必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。</p>	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。

※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。

※2 津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。

※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。

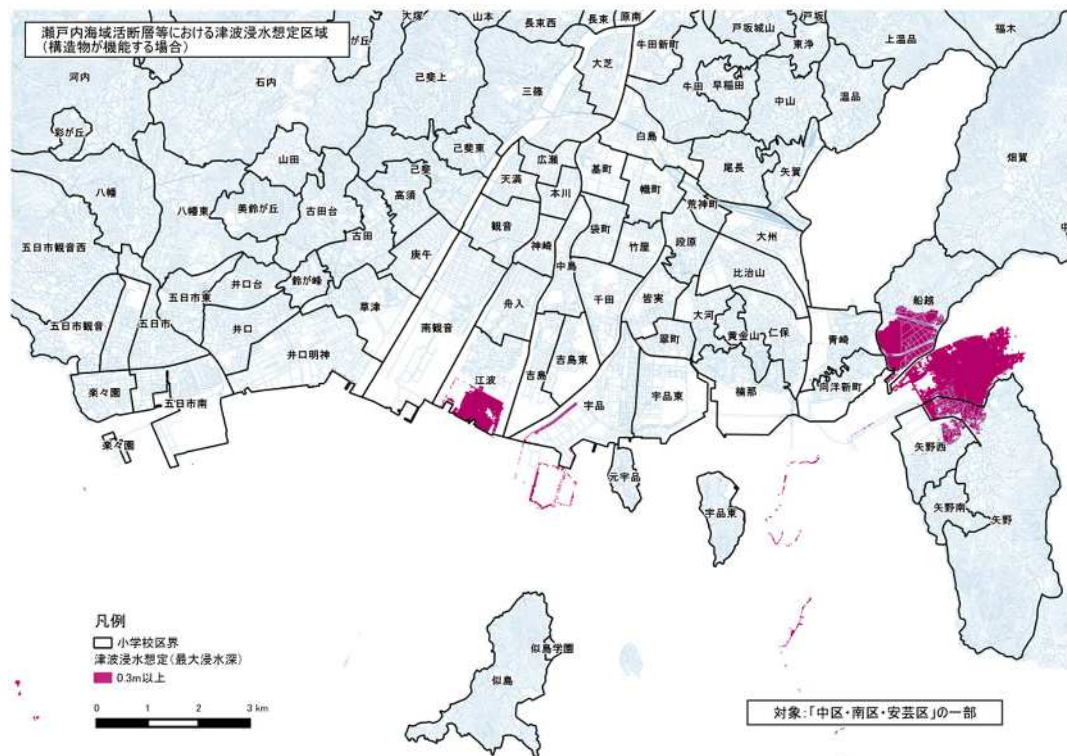
※4 建造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。

※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。

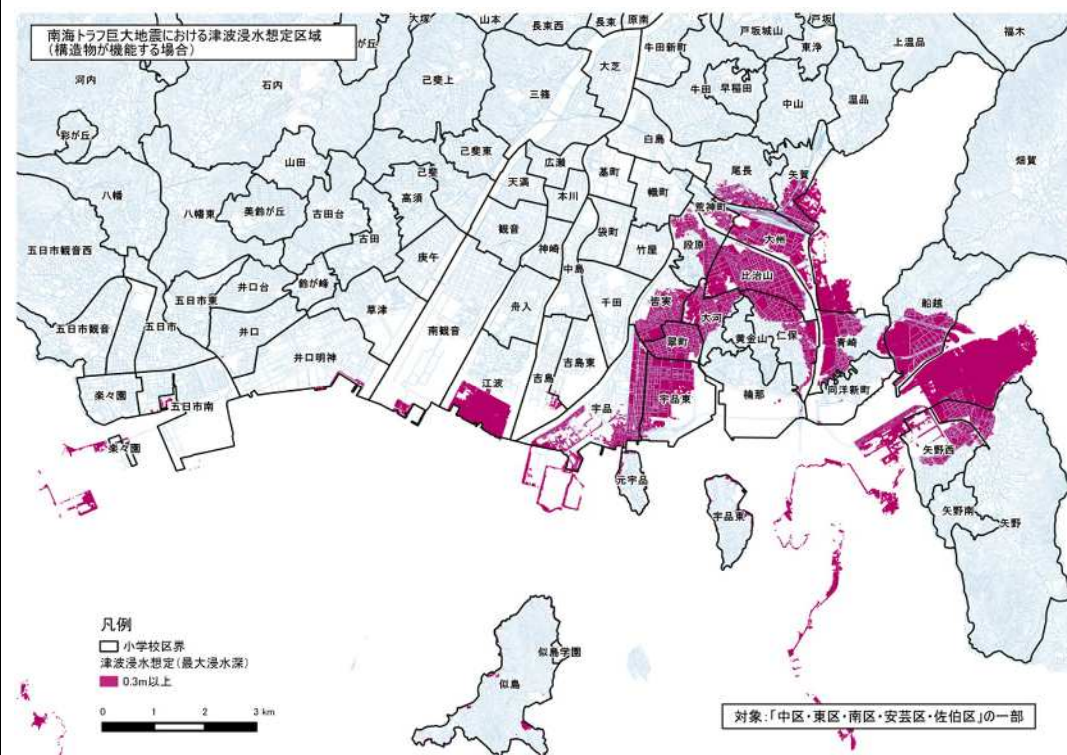
※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。  
また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

# 避難指示対象区域図

## 津波注意報



## 津波警報



【出典】 広島県地震被害想定報告書 (H25.10)

- (注1) 最大浸水深が30cm以上の区域を対象とする。
- (注2) 堤防等より海側及び河川側の区域も対象とする。
- (注3) 大津波警報発表時には、発表される津波高を踏まえ、必要な区域を対象とする。

## 2 避難方法

気象情報	津波注意報	津波警報	大津波警報
災害情報	避難指示		
避難行動	自宅・職場など		
	↓		
	本市が開設する指定緊急避難場所（津波）や近くの高台に避難する。		
	【避難場所へ移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合】		
	↓		
付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。			
【屋外の移動に危険が伴う場合】			
↓			
建物内の安全な場所（上階）に待避する。			

### 3 津波災害警戒区域における警戒避難体制

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県知事により指定を受けた津波災害警戒区域について次のとおり警戒避難体制を定める。

- (1) 津波災害警戒区域内の住民等は、自らの住む地域の危険性を認識する。
- (2) 津波災害警戒区域内の住民等は、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表された場合には、直ちに海岸付近や川辺などから離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。

また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した指定緊急避難場所や津波災害警戒区域外の安全な高台に避難する。

なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難する。

- (3) 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。
- (4) 津波は繰り返し襲ってくることから、津波注意報や津波警報、大津波警報が解除されるまでは、避難行動を継続し、海岸付近や川辺には近づかない。
- (5) 資料編 2-2-11 に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (6) 資料編 2-2-11 に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (7) 資料編 2-2-11 に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。
- (8) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画を市ホームページ等で公表する。
- (9) 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。
- (10) 本市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、資料編 2-2-11 に掲げる施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（避難促進施設は自衛水防組



織が設置された場合)に限る。)に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

## 第5 内水（雨水出水）への対応

### 1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【状況把握】 大雨警報(浸水害)が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、注意喚起を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 状況に応じ、建物内の安全な場所(上階)等へ避難する。

※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル4（避難指示）の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを必要な区域に指示する。さらに、災害が発生し、又は切迫している状況において、直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合は、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。

### 2 避難方法

内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。

### 3 内水浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第14条の2の規定に基づき指定した千田地区については、次のとおり警戒避難体制を定める。

- (1) 資料編2-2-2に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び雨水出水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (2) 資料編2-2-2に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (3) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。
- (4) 本市は、水防法に基づき、水防管理者、量水標管理者及び資料編2-2-2に掲げる地下街等（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。）に対して内水氾濫危険情報を下水道局水位情報自動通報システムにより伝達する。  
また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。



水防法第 14 条の 2 の規定に基づき指定した千田地区

## 第 4 節 避難誘導

《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等、各消防署》

- 1 声かけ避難は、自主防災組織等が主体となっていく。消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。
- 2 避難誘導は、消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
- 3 速やかな避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を図るとともに、指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、避難者の速やかな避難誘導を行う。
- 4 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- 5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。
- 6 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

## 第5節 避難路の確保

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

指定緊急避難場所等又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関又は災害協力事業者等に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

## 第6節 指定緊急避難場所等の開設等

《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

### 第1 指定緊急避難場所の開設

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、職員を派遣し、指定緊急避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあつては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織等の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

### 第2 指定緊急避難場所等の段階的な開設

避難場所は下表のとおり、災害の危険度の各段階に応じて開設することとする。

避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じて自主的に開錠
警戒レベル3 高齢者等避難	原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設
警戒レベル4 避難指示	必要な指定緊急避難場所を順次開設

### 第3 指定緊急避難場所の管理運営

- 1 区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。
- 2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。
- 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

### 第4 指定緊急避難場所の避難状況等の報告

- 1 区長は、指定緊急避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）

に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

- 2 区長は、避難者数、その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

## 第5 指定避難所の開設

区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として派遣する。

## 第6 指定避難所の管理運営

- 1 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。
- 2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。
- 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。  
例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみのお世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。  
仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。
- 4 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。
- 5 指定避難所での要配慮者に対する配慮については、基本・風水害対策編「第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等 第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。
- 6 健康福祉局長は、指定避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。
- 7 道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。
- 8 健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。

## 第7 指定避難所の避難状況等の報告

- 1 区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。
- 2 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。
- 3 区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、

市長（危機管理室）に報告する。

## **第8 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援**

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

## **第7節 避難指示等の解除**

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》

### **第1 避難指示等の解除**

区長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難指示等を解除する。区長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長（危機管理室）に報告する。

市長又は区長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

### **第2 避難指示等の解除の際の助言**

市長は、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は県知事は、必要な助言をするものとする。